

公 告

室戸市制限付き一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)及び室戸市総合評価方式取扱要綱(平成20年告示62号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、次のとおり総合評価方式による制限付き一般競争入札を行いますので、実施要領第6条及び室戸市契約規則(昭和39年規則第7号)第7条の規定により公告します。

令和8年9月17日

室戸市長 植田 壯一郎

記

第1 入札に付する事項

- | | | |
|----|--------------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和7年度 道路メンテ 第2号 |
| | 工 事 名 | 東ノ川橋下部工工事(繰越明許) |
| 2 | 工 事 場 所 | 室戸市 吉良川町 |
| 3 | 工 事 概 要 | 別添ファイル参照 |
| 4 | 完 成 期 限 | 令和9年3月25日 |
| 5 | 予 定 価 格 | 93,270,000円(消費税相当額抜きの額) |
| 6 | 調査基準価格 | 有 (河川・道路構造物工事) |
| 7 | 現 場 説 明 | 無 |
| 8 | 申 請 期 間 | 公告の日 から 令和8年10月6日(火) までの
電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く日の午前8時から
午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出
期限は、最終日の午後5時とする。 |
| 9 | 審 査 方 式 | 事後審査方式
入札参加資格の審査は、開札(再度入札の開札を含む。)後、
入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類を求め、当該
落札候補者についてのみ行う。 |
| 10 | 入 札 手 続 | 電子入札システムによる |
| 11 | 入札書の提出及び開札予定 | |
| | (1) 入札期間 | 令和8年10月9日(金) から 令和8年10月13日(火) までの
電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く日の午前8時から
午後8時まで)。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 |
| | (2) 開札予定日 | |
| | 日 時 | <u>令和8年10月14日(水) 午前9時00分～</u> |
| | 場 所 | 室戸市財産管理課 |

12 追加書類の提出(落札候補者のみ)

(1) 提出先 室戸市財産管理課

(2) 提出期限 落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時(いずれの日も閉庁日を除く。)

13 この入札への参加者は、別に定める電子競争入札心得及び電子競争入札の取扱いを了知すること。

14 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。
また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

15 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請を失格とする。

第2 入札参加資格

※ この入札は「総合評価方式(低入札価格調査適用)」により行います。

参加される方は、第1の8の申請期間内に入札参加資格申請書を提出してください。

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 企業の要件

(1) 室戸市の令和8年度競争入札参加資格を有する次の者であること。

ア 室戸市内(羽根・吉良川地区)に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている営業所(本社又は支店若しくは建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定めるこれに準ずるもの)を有する者

イ 土木一式工事の等級がA・Bランクに格付けされている者

(2) この入札における同種・類似工事は、平成28年度以降10年間に、元請け(共同企業の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)として完成・引渡しをした次の公共工事とする。

ア 最終の請負契約金額が5,500万円以上の土木一式工事

ただし、令和8年度に実施した工事で、入札参加申請時点までに完了し、
挙証資料が提出可能なものは、実績として申請できるものとする。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(4) この公告の日以後落札決定前の間に、室戸市建設工事指名停止措置要綱(平成19年告示第35号)又は指名回避措置基準要領(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止等の措置を受けていない者

(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者又はこの公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法第28条第3項に基づき営業停止処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者

その手続を行った者にあつては、その手続開始後に当該年度の室戸市建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者

(6) 建設業法第8条第9号及び室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者

(7) 入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、本工事に「総合評価方式(制限付き一般)競争入札参加資格申請書」を提出した者との間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他の業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 配置技術者の要件

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす主任技術者(監理技術者)を当該工事に配置できること。

- (1) この公告以前に申請者に採用され、引き続き3カ月以上雇用されている者であること。
- (2) 許可業種の別に関係なく、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- (3) 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者であること。
- (4) 同種・類似工事として平成28年度以降に、完成・引渡しが完了した **最終請負金額 5,500万円以上の土木一式工事** の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者としての従事経験を有する者であること。ただし、工期途中で変更になっている場合は、実績として認めない。

第3 特定建設業許可の要件

指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)以上となる場合には、土木一式工事に関し、特定建設業許可(建設業法第3条第1項第2号)を受けている者であること。

第4 評価項目、評価基準及び評価の方法等に関する事項

- 1 この入札の総合評価方式における評価項目、評価基準及び配点は、別記「総合評価方式評価基準」のとおりとする。
- 2 評価の方法
 - (1) 「総合評価方式(制限付き一般)競争入札参加資格申請書」(別紙1)及び「総合評価方式評価基準」(別記)の提出があつた者に標準点として100点を与え、自己申告のあつた加算点を加える。

加算点は、企業の施工能力評価70点、配置予定技術者の能力評価30点の計100点を10点に換算し、最高点数を10点として標準点に加える。
 - (2) 標準点に加算点を加えた点数を、当該入札参加者の入札価格(単位は「百万円」とする。)で除して得た数値(小数点第5位以下を切り捨て、小数点第4位までで数値化する。)を評価値とし、評価値によって落札者を決定する。
 - (3) 加算点が0点の入札参加者にあつても、評価値を算定する。
- 3 落札候補者となつた者は、追加書類として次の書類を提出すること。
 - (1) 同種・類似工事の施工実績届書(様式2)
 - (2) 配置予定技術者届(様式3)
 - (3) 配置予定技術者の重複について(様式4)※重複申請がある場合のみ。
 - (4) 室戸市と災害時の応急対策活動協力に関する締結の有無確認書(様式5)
 - (5) 重機保有調書(様式6) ※「(別紙三)建設機械の保有状況」の写しでも可
 - (6) 消防団員加入状況調査・証明書(様式7)
 - (7) 配置予定(若手技術者・女性技術者)名簿(様式8)※ 記載方法・添付書類は、総合評価方式(制限付き一般・指名)競争入札申請書等作成要領(以下「作成要領」という。)に示すとおりとし、提出期限後の追加、差し替え、訂正は認めない。

4 落札者の決定

- (1) 開札後、入札参加者には保留通知書(事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知)を、落札決定後には落札決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- (2) 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、入札価格が別に定める失格基準相当価格未満のものにあつては、当該入札者を失格として、落札候補者とはしない。この場合には、入札価格が予定価格と失格基準相当価格の範囲内で、かつ評価値が当該失格者に次いで高い者を落札候補者とする。

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者が2人以上ある場合の落札候補者は、くじにより決定する。

- (3) 開札の結果、落札候補者となった者は第4の3に定める追加書類を提出しなければならない。
- (4) 落札候補者について、その者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格があり評価値が最も高いことが認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は期限までに追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があつて順位が入れ替わる場合は、最も評価値の高い落札候補者に改め、その者に追加書類の提出を求めて審査を行う。以下、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

第5 入札参加の方法等

当該工事の入札に参加しようとする者は、別紙1に定める様式により、市長に「総合評価方式(制限付き)一般競争入札参加資格申請書」及び「総合評価方式評価基準」を提出しなければならない。

申告のあった加算点は、落札候補者の提出する追加書類の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

1 申請書及び評価基準の提出期間

この公告の日から **令和8年10月6日(火) 午後8時00分まで**

申請書及び評価基準の提出は、ダウンロードした様式により、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から作成済みの電子ファイルを添付して提出すること。特に認めた場合を除き郵送等その他の方法による申請を受け付けない。

2 申請書及び評価基準の交付場所

入札情報システム又は室戸市ホームページからダウンロードすることができる。

第6 設計図書の閲覧等

1 閲覧

設計図書は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

入札情報システム: <https://ppi.pref.kochi.lg.jp/juchuweb/?kikanNo=1202>

2 質疑回答

設計図書の内容についての質疑がある場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 質疑は入札情報システムにて提出し、提出した際には必ず室戸市財産管理課に提出した旨を連絡すること(口頭及び入札情報システム以外のメールでの質疑は受け付けない)。
- (2) 質疑締切日時 令和8年10月2日(金) 午後5時00分まで
- (3) 質疑に対する回答 入札情報システムにて回答を公開する。

第7 入札方法等

- 1 入札は、入札期間に、電子入札システムにおいて、入札金額を登録する方法で行う。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。併せて、電子入札システムに定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。

落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とする。

- 3 同日に行う入札件数が受注可能件数を超える場合に、受注可能件数届出書(入札辞退届)の電子ファイルを開札日の前日までに、電子メールにより提出すること。
提出した際は、必ず室戸市財産管理課担当者にその旨を電話で連絡すること。
- 4 別に定める電子競争入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第8 入札保証金 免除する。

第9 失格基準価格 設定有り(事後公表)

第10 契約保証金

落札者は、契約の締結に際し、契約規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

第11 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出を義務付ける。電子入札システムにおいて、入札金額の登録時に添付して提出すること。

第12 入札結果の公表

この入札の結果については、落札者決定の翌日以降に、電子入札システム(入札情報システム)に掲示する。

第13 その他

- 1 この入札の落札者は、申請書及び追加書類に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置しなければならない。当該配置予定技術者は、実際の工事施工に当たって原則として変更することができない。
- 2 この入札の落札者は、契約締結時に「現場代理人・技術者届」の提出を義務付ける。
契約期間中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札の取消し又は契約の解除を行う場合がある。
- 3 この入札の落札者は、契約締結時に中間前払い又は部分払いのいずれかを選択できるものとし、契約締結後の変更は認めない。
- 4 本工事は、「週休2日制工事」実施要領の対象工事である。
- 5 本工事は、入札における積算内容に対する疑義申立て対象工事である。
- 6 提出書類に虚偽の記載があった場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 7 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- 8 その他不明な点は、室戸市財産管理課に問い合わせること。

入札条件及び契約保証金

この工事等の入札にあたり、「入札条件及び契約保証金」等については次のとおりです。

1. 契約の保証について

この工事の契約を締結するにあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

2. 現場代理人・技術者届の提出

- (1) 落札者は、契約の締結前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
- (2) 「現場代理人・技術者届」について、契約予定日の17時15分までに提出がない場合、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
- (4) 契約締結の前「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
- (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

3. 契約予定日

令和 8 年 10 月 23 日 (金)

令和7年度 道路メンテ 第2号 東ノ川橋下部工工事(繰越明許)